## <法人化に伴う会則などの改正>

第65回理事会の議に従うと、従来の会則等の規約を定款に合わせて修正する主なる点は、役員の任期に関する会則第14条と考えられる。

定款第 13 条の「任期は理事長・理事で 2 年、監事で 4 年以内、再任は妨げない」とする規定に対して、従来の会則第 14 条は

第 14 条 役員(学術総会会長を除く)の任期は、3 年とする。

ただし、限度内の再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員は、前任者または現在者の残任期間とする。
- 3 第1項で定める再任の限度は、理事および監事は連続2期6年とする。
- 4 前項の規定は、限度に達した後の1期3年を経過した時点で更新する。

となっているが、これを、

第14条 役員の任期は、学術総会会長を除いて2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員は、前任者または現在者の残任期間 とする。

とし、従来の第14条3、4項をカットすればよいと考えられる。

関連して、「役員、その選出方法等に関する細則」第2条の 「評議員と理事は選出後3年目の…」を「…2年目の…」に修正する。

また、「役員、その選出方法等に関する細則」第5条で、

「理事の内10名は改選評議員による選挙、2名は理事長推薦」となっているが、定款では「理事は社員総会において選任」であって「理事長推薦」はない

⇒ 不一致かもしれないが、役員改選は評議員会=社員総会の了解の下に進め、理事長推薦も それに含まれるとすれば、ここはこのままでよいのではないか。

その他、昨年の評議員会で承認された理事会に関する会則条文の改正により、会則の章・条番号を順送りに修正し、会則の関連部分を引用するその他規約の条文も修正になる。また、今回の改正会則の日付は第65回理事会が行われた2010年12月17日とする。